

ぱすのーと

支援ノート

～三条市相談支援ファイル～

2026 年度版

「ぱすのーと 支援ノート」は必要に応じて配付されます

⑦ ぼく・わたしの 特徴 の ページ

発達外来 よろず相談室（発達の凸凹①）

⑧ こんな支援が助かりますの ページ

発達外来 よろず相談室（発達の凸凹②）

⑨ 福祉制度（手帳）利用状況の ページ

⑩ 福祉制度（手当・助成）利用状況の ページ

⑪ リハビリテーションの記録の ページ

発達外来 よろず相談室（小児リハビリテーション）

⑫ 福祉制度（サービス等）利用状況の ページ

⑬ 就 労 記 録（ 職 歴 ） の ページ

⑭ そ の 他 の 特 別 な 支 援 の ページ

⑮ 医療的ケア児・重症心身障害児者の ページ

発達外来 よろず相談室（医ケア児と重障児）

⑯ 様 々 な 資 料 の 保 管 の ページ

支援・協力機関一覧



*⑦⑧⑭と支援・協力機関一覧は支援ノート必須ページ



三 条 市



ふくちゃん

問い合わせ：子ども家庭サポートセンター TEL0256-45-1131

個人情報の取り扱いに関する同意書

三条市の子育てに関わる機関は、「三条市相談支援ファイルばすのーと」において、

氏名 _____ の個人情報を下記のとおり扱います。

記

1 個人情報の利用目的

切れ目なく総合的に必要な支援を提供するために実施する「三条市相談支援ファイルばすのーと」の作成、並びに関係機関・組織の担当者で行う会議及び連絡調整等必要な場合

2 個人情報の第三者提供

(1) 個人情報の提供先

所属機関（保育所・保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等）、相談支援事業所、三条保健所、児童相談所、市福祉課、市教育委員会、医療機関など、子どもの支援に関わる機関・組織

(2) 提供される個人情報の内容

氏名、生年月日、連絡先、家族構成、所属機関、相談及び支援の経過等

(3) 提供先における個人情報の利用目的

相談業務の実施、支援内容の検討及び個別支援の実施、福祉サービスの利用についての調整、関係機関・組織の担当者で行う会議及び連絡調整等

私に関する個人情報を上記のとおり取り扱うことに同意します。

20 年 月 日

本人署名 _____

法定代理人又は保護者署名 _____

[続柄]

⑦ ぼく・わたしの特徴のページ 家 支

2026 年度版



人生の節目等では、追加分のページをもらって書き直してね
 *前の記録は捨てずに残してください
 該当する部分に○をつけたり書き込んだりしてください

記載 20 年 月 日記入 (歳 か月現在)	記入者
愛称 () と呼ばれています	

医療・衣食住などで配慮が必要なこと(知ってほしいこと)

障がいや病気について 診断名：	なし あり	内容(肢体 聴覚 視覚 知的 発達 内臓疾患 その他) 薬 (なし あり) 薬の名前や飲み方の工夫などで知ってほしいこと 手帳 (なし あり)
*てんかん あり の場合は、赤ばすの ⑥てんかんなどの情報のページも見てね		*ありの場合は⑨福祉制度(手帳)利用状況のページも記入
アレルギーについて 	なし あり	内容(食物 薬物 その他) 緊急時の対応方法
*アレルギー あり の場合は、赤ばすの ⑤アレルギーなどの情報のページも見てね		
感覚についての配慮	不要 必要	苦手な感覚や気づきにくい感覚 光(眩しい) におい(臭い) 肌触り 温度 痛み 手の汚れ ぶつかっても気づかない 怖いものがある 音(うるさい)：何の音？ 味・舌触り(好き嫌い)：食べられないもの その他：
こだわりについて	なし あり	内容
安全面についての配慮	不要 必要	危険認識がないもの (火 車 刃物 高所 その他) どんなパニック： 対応方法：
日常生活動作の配慮	不要 必要	 *必要の場合⑫福祉制度(サービス等)利用状況のページも記入
学習・休憩の配慮	不要 必要	落ち着く場所：  *必要の場合は⑧こんな支援が助かりますのページも記入

関わる人に知ってほしいこと(好きなこと／嫌なこと)

特徴・性格 良い(ほめられたい)ところ	
好きな遊び スポーツ・趣味 など	
得意なこと 得意なお手伝い・作業	
その他(継続してほしい支援など)	

嫌いな遊びや活動など (したくないこと、苦手なこと)	
絶対言われたくない言葉など	
その他 (とくに気をつけてほしいことなど)	

「こうすれば大丈夫です!」

困る場面、不快に 感じる場面	急な予定変更 急に話しかけられたとき 質問をされたとき 人と違う意見のとき うるさいとき(高い声 大きい声 早口 その他) 痛みや不快があるとき 何をしたらいいかわからないとき 思い通りいかないとき その他
その時に とりやすい行動	動けなくなる 喋れなくなる(黙る) 耳をふさぐ 大声を出す(独り言を言う) 走り回る テンションが上がる・下がる ニヤニヤする 無気力になる 暴言を吐く 自傷: 他害: 引きこもる(返事をしない) その他
対応の方法	見守りのみ そばに寄り添う 静かな場所に移動する 休ませる 気持ちを代弁する 次の行動の指示を出す 落ち着いてからゆっくり話す その他

コミュニケーションの取り方

声かけ・発問の配慮	不要 必要	大きい声を避ける 予告する 「ダメ」と言わない メモを使う(書いて渡す) 簡単な言葉を使う(単語で) 選択肢を用意する(二択・三択) 視覚支援(図、写真、文字の提示) 「～して(具体的行動)」で指示する その他
答え方・しゃべり方の特徴		返事(ハイ・イエ)が言葉で言えない カードやサイン・ゼスチャーで答える 答えるのに時間がかかる 目が合わない 答えに困ると黙る・ニヤける・怒る 要求が言葉で言えない 不安になると喋り続ける 空気を読めない会話をする 一方的に話す 早口でしか言えない その他

発達外来 よろず相談室

～発達の凸凹のお話①

村上総合病院小児科発達外来 和田有子監修

《発達の凸凹はなぜ起こる?》 ①～③の一部、または全部によって、発達が凸凹すると言われています。

①入力(感覚/認知/愛着)の違い・ズレ

； 目・耳・鼻・味・皮膚・関節覚の過敏さ、また鈍感さ、愛着の受け取り能力の不具合

②情報処理(脳システム*)の違い・ズレ

； 識別・弁別の困難、心の理論の不調、言語化の不調、記憶の混乱、複数同時並行・段取りの困難、
注意のアンバランス、報酬系の未熟さ、二極化思考、想像力の不足、理論と感覚・情動のアンバランス

*1 脳システム:愛着システム・不安の神経回路・感情コントロール・抗 ADHD システム・心の理論・スキルの学習

③出力(出力量/自己表現/発語/協調運動)の違い・ズレ

； 出力認知、(フィードバックによる)出力調整の不調・困難

*⑧(2) ページへ続く

⑧ こんな支援が助かりますのページ 家支

2026 年度版



このページは、支援の仕方やつなげたい情報を共有するために自由に記載するページです
「こんな時、こうしたらうまくいくかも」という支援方法等の工夫を書いてください

例) 汗をかくとすぐ服を脱ぐ ⇒ 汗を嫌がるので、湿らせたタオルで汗を早めに拭いてください

困ったり不快に感じたりする具体的内容

考えられる理由

こんな支援が助かります

困ったり不快に感じたりする 具体的内容	考えられる理由	こんな支援が助かります
困ったり不快に感じたりする 具体的内容	考えられる理由	こんな支援が助かります
困ったり不快に感じたりする 具体的内容	考えられる理由	こんな支援が助かります
困ったり不快に感じたりする 具体的内容	考えられる理由	こんな支援が助かります
困ったり不快に感じたりする 具体的内容	考えられる理由	こんな支援が助かります
困ったり不快に感じたりする 具体的内容	考えられる理由	こんな支援が助かります
困ったり不快に感じたりする 具体的内容	考えられる理由	こんな支援が助かります

《発達凸凹の二次障害（SOSサイン）》

発達凸凹の脳は、皆と「同じ」に近づけるために、常に **100%頑張っています**。

しかし、適切でない環境（**100%以上を求める環境**）に置かれる（叱責・罵倒・恐怖支配など）と、**以下のような二次障害を生じます**。

①自信喪失（自己肯定感の低下）・・・「どうせボクなんか」「どうせできないよ」

②抑うつ（不登校など）・・・「行きたくない」

③反抗挑戦症（暴言や反抗）、行為障害（自傷、他害、器物破損）・・・「バカ」「クソ」「シネ」、叩く、蹴る、投げる、つば吐き

これらは、子どもから発せられる SOS サインで、**直ちに対策が必要です**。

《発達凸凹を支援するための視点》

オーダーメイド対応；子どもの行動をよく観察・分析して、個別に対応する

少しの援助でできることがある、独自の発達経路をたどる

見るところ、求めるところの見直し；今出来ること、ちょっとでも出来たことは何か？

努力しても修正できない部分がある（マイナスを無理になくそうとしない）

効果的に導く；良い注目（強化）と悪い注目（強化）を考える

すぐ、分かりやすく、短い言葉で褒める（認める：実況中継）

叱らずスルーして、指示を出して、観察する（待つ）→褒めるへつなげる

叱るべきことは少ない（本当に叱るべきか？叱らなくても済むことか？）

急には変われない；スモールステップ、一段一段ステップを踏みながら

ゆっくり着実に（「すぐ次」はダメ）

成長を待てば解決することもある（“子どもは成長する”ことを忘れない）

困った子は困っている；本人に困り感はないことがほとんど

放っておくと自己評価は下がる（普通や同じを求めさせないで）

周囲が楽になる＝本人が楽になる

分かりやすく伝える（指示する、叱る）→「褒める」へつなげる

視覚支援；（耳で聞くより目で見た方が、確かな情報を早く受け取れる）・・・書こう（描こう）、見せよう

穏やかに、近づいて、静かに、短い単語で、具体的に指示する、ポジティブワードで話す・・・「～しないで」はダメ

《具体的な支援方法の例》

許容範囲を認めて、無理強いはいしない	許容ルールを決める、感覚過敏に配慮する
叱るより褒める	叱るを減らして褒めるを増やす「ペアトレ手法」を使おう
集中しやすい環境をつくる	不要なものは視界から外す、構造化と視覚支援で分かり易さUP
指示や問いかけは分かりやすく	落ち着いて、近づいて、静かに、短い言葉で、きっぱりと 具体的に（見えるもの、できることで）表現、ポジティブワードを使う、選択させる
順番やルールを守らせる	あらかじめ約束、何度も確認、出来たら褒める
予定をはっきりさせる	予定を初めに示す（目標行動・スケジュール）＝見通しを立てる
特訓は不向き	回数を重ねる練習は不向き、じっくり考える時間的ゆとりを
パターンを決める	時間表を掲示する、時計（タイマーや時計）を見る癖をつける
苦手意識を持たせないように	ゼロ百思考（二極化思考）を理解する、失敗を減らす配慮
友達付き合いをサポートする	ソーシャルスキルを丁寧に教える、トラブルを事後解説する（反省会＝心の流れの解説をする）
周囲への理解	手本を見せる、どちらも悪く言わない
乱暴な言動への対処	クールダウンや感情コントロールの訓練
パニックの対応	原因除去、自傷行為に注意（危険回避）、クールダウン
不登校になりやすいことを知っておく	サインを見逃さない、原因を探る、教室登校にこだわらない

これらは、園や学校、医療や福祉の支援者と協力・調整しながらやっていくことが大切です
⑯様々な資料の保管のページに個別の支援計画等をファイルしてね



⑨ 福祉制度(手帳)利用状況のページ

2026 年度版



取得している手帳について記入しましょう

変更があった場合はすぐに書き直してね

***訂正は二重線で(訂正前の記録も残してください)**

手帳のコピーをのりで貼りつけると良いよ

手帳の種類等		貼付場所														
身体障害者手帳 初回交付年月日 20 年 月 日	<table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td>等級</td> <td>等級</td> </tr> </table>	種別	種別	等級	等級											
種別	種別															
等級	等級															
療育手帳 初回交付年月日 20 年 月 日 (A ・ B)	<table border="1"> <tr> <td>判定日 20 年 月 日 (A ・ B)</td> <td>次回判定 20 年 月</td> </tr> <tr> <td>判定日 20 年 月 日 (A ・ B)</td> <td>次回判定 20 年 月</td> </tr> <tr> <td>判定日 20 年 月 日 (A ・ B)</td> <td>次回判定 20 年 月</td> </tr> <tr> <td>判定日 20 年 月 日 (A ・ B)</td> <td>次回判定 20 年 月</td> </tr> <tr> <td>判定日 20 年 月 日 (A ・ B)</td> <td>次回判定 20 年 月</td> </tr> <tr> <td>判定日 20 年 月 日 (A ・ B)</td> <td>次回判定 20 年 月</td> </tr> </table>	判定日 20 年 月 日 (A ・ B)	次回判定 20 年 月	判定日 20 年 月 日 (A ・ B)	次回判定 20 年 月	判定日 20 年 月 日 (A ・ B)	次回判定 20 年 月	判定日 20 年 月 日 (A ・ B)	次回判定 20 年 月	判定日 20 年 月 日 (A ・ B)	次回判定 20 年 月	判定日 20 年 月 日 (A ・ B)	次回判定 20 年 月			
判定日 20 年 月 日 (A ・ B)	次回判定 20 年 月															
判定日 20 年 月 日 (A ・ B)	次回判定 20 年 月															
判定日 20 年 月 日 (A ・ B)	次回判定 20 年 月															
判定日 20 年 月 日 (A ・ B)	次回判定 20 年 月															
判定日 20 年 月 日 (A ・ B)	次回判定 20 年 月															
判定日 20 年 月 日 (A ・ B)	次回判定 20 年 月															
精神障害者保健福祉手帳 初回交付年月日 20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	<table border="1"> <tr> <td>更新年月日 20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> <td>更新年月日 20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> </tr> <tr> <td>20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> <td>20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> </tr> <tr> <td>20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> <td>20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> </tr> <tr> <td>20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> <td>20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> </tr> <tr> <td>20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> <td>20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> </tr> <tr> <td>20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> <td>20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> </tr> <tr> <td>20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> <td>20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)</td> </tr> </table>	更新年月日 20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	更新年月日 20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	
更新年月日 20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	更新年月日 20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)															
20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)															
20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)															
20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)															
20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)															
20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)															
20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)	20 年 月 日 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)															

⑩ 福祉制度(手当・助成)利用状況のページ

2026 年度版



利用している福祉制度や療育、リハビリについて該当する部分に○をつけたり書き込んだりしてね（変更があった場合はすぐに書き直してね）
*訂正は二重線で（訂正前の記録も残してください）

通知書のコピーを貼るか、はさみ込むと簡単だね

	手当・助成の種類		利用状況・更新手続きの時期等
医療の給付・助成	特定医療（指定難病） 小児慢性特定疾病 自立支援（育成医療 更生医療 精神通院医療） 重度心身障害者 ひとり親家庭		
	特定医療（指定難病） 小児慢性特定疾病 自立支援（育成医療 更生医療 精神通院医療） 重度心身障害者 ひとり親家庭		
	特定医療（指定難病） 小児慢性特定疾病 自立支援（育成医療 更生医療 精神通院医療） 重度心身障害者 ひとり親家庭		
その他の福祉制度の利用	20 歳未満	特別児童扶養手当・児童扶養手当	⇒詳細はこのページの下へ 
		障害児福祉手当	⇒詳細は次のページへ 
	20 歳以上	障害基礎年金・障害厚生年金	
		特別障害者手当	
	心身障害者扶養共済制度		
	その他：特別障害給付金		

特別児童扶養手当の記録

承認された日 20 年 月 日

診断書作成医療機関等	更新年月日
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで

障害児福祉手当の記録

承認された日 20 年 月 日

診断書作成医療機関等	更新年月日
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで
はまぐみ小児療育センター 発達クリニックぱすてる その他（ ）	20 年 月まで

障害基礎年金の記録

承認された日 20 年 月 日

診断書作成医療機関等	更新年月日
	20 年 月まで
	20 年 月まで
	20 年 月まで
	20 年 月まで
	20 年 月まで

特別障害者手当の記録

承認された日 20 年 月 日

診断書作成医療機関等	更新年月日
	20 年 月まで
	20 年 月まで
	20 年 月まで
	20 年 月まで
	20 年 月まで

【自由記載欄】

⑪ リハビリテーションの記録のページ

2026 年度版

リハビリテーションの種類	医療機関名 (担当セラピスト名)	内容(概要)	期間
PT(理学療法) OT(作業療法) ST(言語聴覚療法)			20 年 月 日 ～ 20 年 月 日
PT(理学療法) OT(作業療法) ST(言語聴覚療法)			20 年 月 日 ～ 20 年 月 日
PT(理学療法) OT(作業療法) ST(言語聴覚療法)			20 年 月 日 ～ 20 年 月 日
PT(理学療法) OT(作業療法) ST(言語聴覚療法)			20 年 月 日 ～ 20 年 月 日
PT(理学療法) OT(作業療法) ST(言語聴覚療法)			20 年 月 日 ～ 20 年 月 日

発達外来 よろず相談室

～小児リハビリテーションのお話

村上総合病院小児科発達外来 和田有子監修

小児リハビリテーションは多くは生まれつきの病気や障がいに対して行うもので、「失ったものを取り戻す」イメージの大人のリハビリテーションとは違って、「発達や成長を手助けする」、あるいは「その子の凸凹をより良い方向に伸ばしていく方法を見つける」ものです。対象は、脳性麻痺、脳炎・脳症、二分脊椎、頭部外傷、視覚障害、聴覚障害、精神遅滞、注意欠如多動症(ADHD)、自閉症スペクトラム、発達性協調運動障害、学習障害(LD)、コミュニケーション障害などがあります。

《どんな人が関わるの?》

骨・筋肉の「動き」を中心に働きかける PT(理学療法)、しゃべる、食べるなどの「首から上」を中心に働きかける ST(言語療法)、日常生活活動(道具を使う、遊ぶなど)を中心に働きかける OT(作業療法)と、それらを軸に医師、心理士、義肢装具士、看護師など、様々な職種と家庭とのチームワークで、リハビリテーションは行われます。さらには、医療と教育(園・学校)と福祉(行政)、家庭が連携を取って理解し、支援するネットワークが必要です。

《リハビリテーションでは何をやるの?》

リハビリテーションでは ①評価(診断する)

②計画・調整

③治療・訓練(やり方を伝える)

④家庭や集団の場で実践する

ということを繰り返します。①～③はセラピスト(PT、ST、OT、心理士)が中心になります。



《リハビリテーションを受ける際の大切な心構え》

リハビリテーションは「医療やセラピストが何とかしてくれるもの」として受けてはいけません。家庭や園や学校といった日常生活の場(いつも居る場所)で出来ること、行えることをやり続けることが大切だということを知っててください。医療やセラピストは、そのガイド役に過ぎないのです。ですから、ダラダラと長く続けず、一定期間(例えば半年)毎に継続するか卒業するかを検討を行うことも大切です。

《実際の例で考えてみよう～寄ってたかって働きかける》

例えば「食べる」ということに関してのリハビリテーションでは、PT、ST、OT がどう関わるかというと、

(PT)呼吸が安定している・意識がはっきりしている ⇒ (ST)食べ物という認識ができる

⇒ (PT・ST)良い姿勢をとる ⇒ (OT)食べる道具を使う ⇒ (ST)噛む・飲みこむ

という分業が考えられます。もちろん、医師もこれに関わってきます。チームワークで一つのことを成功に導くのですね。

⑫ 福祉制度(サービス等)利用状況のページ

サービス名一覧 サービスを受けている場合は、⑫(2)～に記入しましょう



障がい福祉サービスの詳しい内容や対象者は、三条市の「障がい者福祉制度のご案内」に掲載されているよ

※障がい福祉サービスの対象者は、何らかの障がい認定を受けた方です
(障がい支援区分が必要なサービス等、対象者が限られるサービスもあります。詳しくは福祉課窓口か、市のホームページ(障がい者支援)をご覧ください。)



記号	サービス名	主な内容
児発	児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援
放デイ	放課後等デイサービス	授業の終了後または休前日に、施設に通わせ、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進等の支援
居訪児	居宅訪問型児童発達支援	保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による児童発達支援
保訪	保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がい児以外の児童と障がい児の集団生活への適応のために、専門的な支援、その他の便宜を供与する
就A	就労継続支援(A型)	雇用契約に基づき働く場を提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の実施
移行	就労移行支援	就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援など
就B	就労継続支援(B型)	生産活動その他の活動の提供、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の実施
地活	地域活動支援センター	創作的活動、生産活動、社会との交流等の事業
生訓	自立訓練(生活訓練)	入浴や食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練の実施等
宿泊型	自立訓練(宿泊型)	家事等の日常生活能力を向上するための訓練を、泊まり込みで実施
生介	生活介護	入浴・排泄・食事の介護等、創造的活動・訓練機会の提供
日中一時	日中一時支援	保護者の就労、疾病その他の理由により、日中活動施設において見守りや活動の場を提供
短期	短期入所(ショートステイ)	短期間の宿泊と食事等の提供
入所	施設入所支援	入浴・排泄・食事の介護、生活に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援の提供
移動	移動支援	屋外で移動困難な方が、社会生活上不可欠な外出や社会参加の際、ガイドヘルパーが移動の支援(原則1日で用務が終わるもの)
居介護	居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の支援
行動援護	行動援護	障がい者等が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助
訪入浴	訪問入浴	身体が虚弱、寝たきりなどのため、日常生活を営むのに支障がある方の自宅に訪問入浴車で出向き、看護師とヘルパーで入浴を行う
職業評価	(障がい福祉サービス外) 職業センターの職業相談・職業評価及び職業準備支援	【職業相談・職業評価】 就職の希望等を把握した上で職業適性を評価し、必要な相談・指導を行い、これらを基に就職して職場に適應するために必要な支援内容・方法等を含む個々人の状況に応じた「職業リハビリテーション計画」を策定 【職業準備支援】 就職に向けて、準備を整えていくことを目的とした通所によるトレーニング
実習	特別支援学校や就業・生活支援センターを介しての実習	企業等において、職業適性を見極めるための実習(障がい福祉サービス外)

サービス利用状況記入のページ



利用している福祉制度等について記入しましょう

変更があった場合はすぐ書き直してね

利用し始めたら、支援者を書いてもらってね

「サービス名」の記号の説明は、前ページ⑫(1)「サービス名一覧」を見てね

書類があったら⑬様々な資料の保管のページにファイルしてね

利用期間	サービス名	機関名 (担当者名)	支援内容	必要な配慮
20 年 月 ～ 20 年 月	児発・放デイ 居訪児・保訪・就 A 移行・就 B・地活 生訓・宿泊型・生介 日中一時・短期 入所・移動・居介護 行動援護・訪入浴 職業評価・実習			
20 年 月 ～ 20 年 月	児発・放デイ 居訪児・保訪・就 A 移行・就 B・地活 生訓・宿泊型・生介 日中一時・短期 入所・移動・居介護 行動援護・訪入浴 職業評価・実習			
20 年 月 ～ 20 年 月	児発・放デイ 居訪児・保訪・就 A 移行・就 B・地活 生訓・宿泊型・生介 日中一時・短期 入所・移動・居介護 行動援護・訪入浴 職業評価・実習			
20 年 月 ～ 20 年 月	児発・放デイ 居訪児・保訪・就 A 移行・就 B・地活 生訓・宿泊型・生介 日中一時・短期 入所・移動・居介護 行動援護・訪入浴 職業評価・実習			
20 年 月 ～ 20 年 月	児発・放デイ 居訪児・保訪・就 A 移行・就 B・地活 生訓・宿泊型・生介 日中一時・短期 入所・移動・居介護 行動援護・訪入浴 職業評価・実習			
20 年 月 ～ 20 年 月	児発・放デイ 居訪児・保訪・就 A 移行・就 B・地活 生訓・宿泊型・生介 日中一時・短期 入所・移動・居介護 行動援護・訪入浴 職業評価・実習			

【自由記載欄】

就労期間	入職 20 年 月 退職 20 年 月	雇用形態	正社員・契約社員・パート アルバイト・派遣・臨時 その他（ ）
勤務先名		就労支援機関(担当者名)	
仕事内容		離職の場合は理由等 その他特記事項	

就労期間	入職 20 年 月 退職 20 年 月	雇用形態	正社員・契約社員・パート アルバイト・派遣・臨時 その他（ ）
勤務先名		就労支援機関(担当者名)	
仕事内容		離職の場合は理由等 その他特記事項	

就労期間	入職 20 年 月 退職 20 年 月	雇用形態	正社員・契約社員・パート アルバイト・派遣・臨時 その他（ ）
勤務先名		就労支援機関(担当者名)	
仕事内容		離職の場合は理由等 その他特記事項	

就労期間	入職 20 年 月 退職 20 年 月	雇用形態	正社員・契約社員・パート アルバイト・派遣・臨時 その他（ ）
勤務先名		就労支援機関(担当者名)	
仕事内容		離職の場合は理由等 その他特記事項	

就労期間	入職 20 年 月 退職 20 年 月	雇用形態	正社員・契約社員・パート アルバイト・派遣・臨時 その他（ ）
勤務先名		就労支援機関(担当者名)	
仕事内容		離職の場合は理由等 その他特記事項	

【自由記載欄】

⑭ その他の特別な支援のページ

2026 年度版

支援が必要な事柄	
対応してほしいこと	
連絡してほしい場所 (担当者名)	

支援が必要な事柄	
対応してほしいこと	
連絡してほしい場所 (担当者名)	

【自由記載欄】

⑮ 医療的ケア児・重症心身障害児者のページ

発達外来 よろず相談室

～医療的ケア児と重症心身障害のお話

村上総合病院小児科発達外来 和田有子監修

《医療的ケア児とは》

経管栄養、吸引などの日常生活に必要な医療的な生活援助行為を、治療行為としての医療行為とは区別して「医療的ケア」と呼びます。日常的にこれらの医療的ケアを必要としながら在宅で生活している「医療的ケア児」は、全国に1万人以上います（重症心身障害児も含みます）。呼吸障害（呼吸介助・排痰介助、気管切開管理、人工呼吸管理）、摂食嚥下障害（摂食嚥下介助・経管栄養、胃瘻）などの子どもの生命維持と日常生活を守るために、様々な配慮が必要です。

《重症心身障害》

重症心身障害（以下、重心）児とは、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子どもをいいます。成人した重心児を含めて「重心児（者）」と呼ぶこともあります。日本では約43,000人いると推定されています。重心は、医学的診断名ではありません。児童福祉での行政上の措置を行うための定義（呼び方）です。その判定基準を、国は明確に示していませんが、現在では、大島の分類で判定するのが一般的です（下記参照）。医学的には、脳起因性の重篤な健康障害によって生じた3次元に及ぶ障がいで、重度肢体不自由と重度知的障害を重複して持ちます。

《3次元の障害》

重心児（者）は、重篤な機能障害（心身機能、身体構造）により、著しい活動制限、参加制約が強いられます。また、独特の個人因子と著しい環境依存が見られるのが特徴です。疾病の合併が多く、医療的対応の必要性があります。そのため、重心児（者）の施設は、福祉（施設機能）＋医療（病院機能）が必要です。重心児の発生数は、医学・医療の進歩充実により、減少するよりもむしろ増加していると言われています。その理由として、超低出生体重児や重症仮死産などで、かつては救えなかった命が救命できるようになったことが大きな要因と考えられています。幼児期の溺水事故や交通事故の後遺症に起因するものも多くなっています。



《大島の分類とは》

元東京都立府中療育センター院長大島一良博士により考案された判定方法で、以下の様に判断します。

1, 2, 3, 4の範囲に入るものが重心児
5, 6, 7, 8, 9は重心児の定義には当てはまりませんが

- ①絶えず医学的管理下に置くべきもの
- ②障がいの状態が進行的と思われるもの
- ③合併症があるもの

が多く、周辺児と呼ばれます。

21	22	23	24	25	IQ70～80
20	13	14	15	16	IQ50～70
19	12	7	8	9	IQ35～50
18	11	6	3	4	IQ20～35
17	10	5	2	1	IQ 0～20
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり	

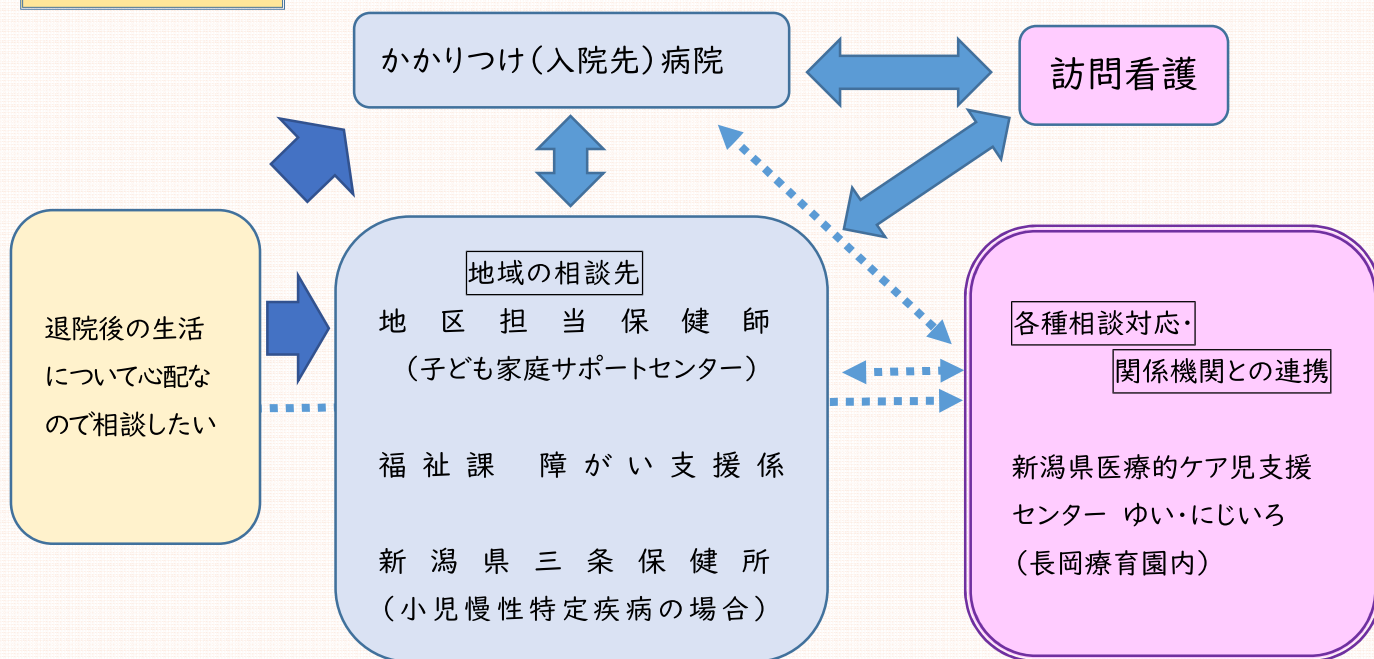
医療的ケアに関する自己紹介

呼吸に関する配慮	不要 必要	人工呼吸器（種類 気管切開（チューブ Fr 排痰（自力排痰可能 タッピング 吸引 姿勢（仰臥位 背臥位 座位）	設定 cm程度）
摂食嚥下に関する配慮	不要 必要		

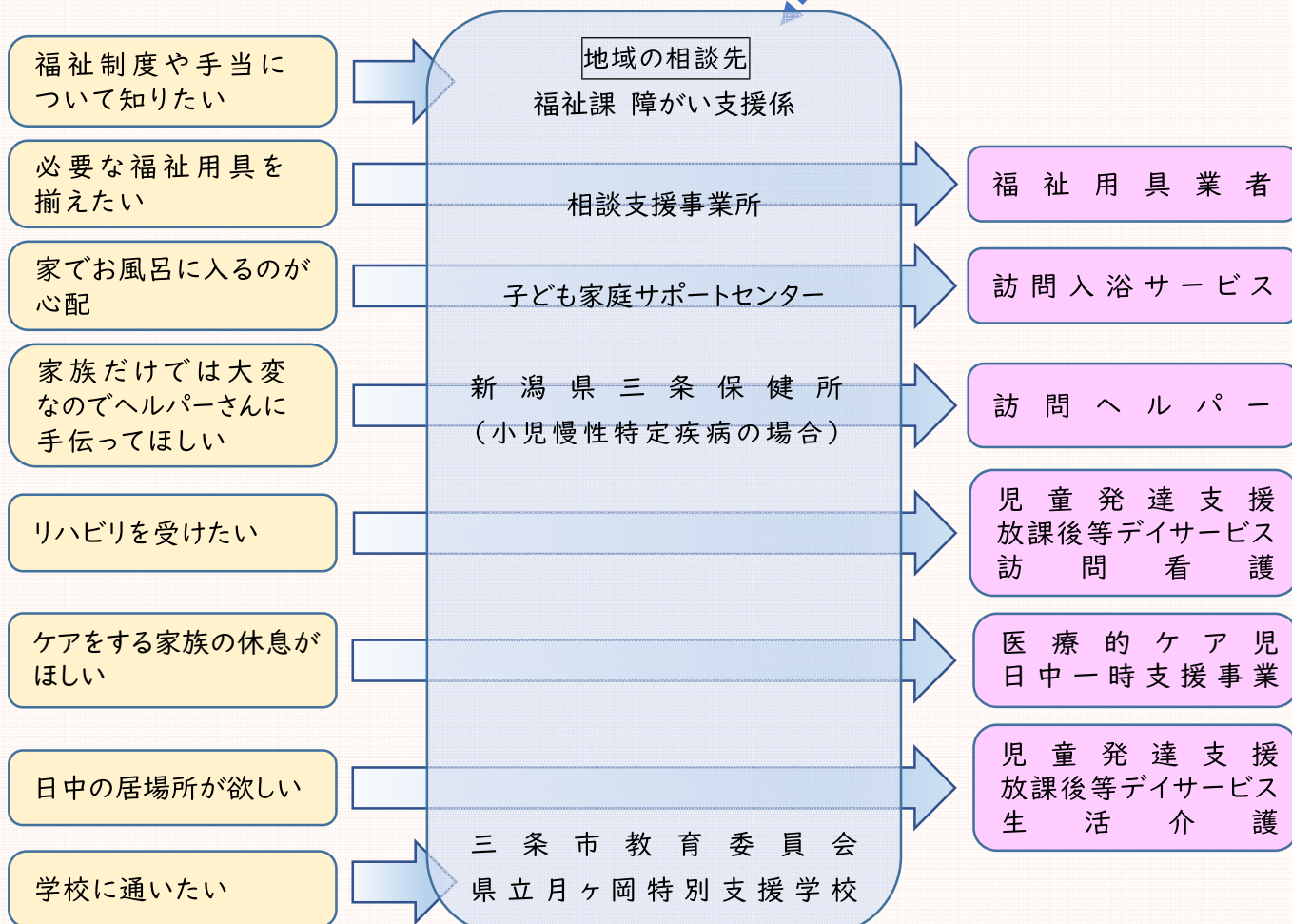
医療的ケア児・重症心身障害児者の相談先 フローチャート



入退院時



入退院時以外



支援が必要な事柄	
対応してほしいこと	
連絡してほしい場所 (担当者名)	

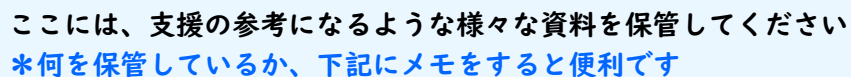
支援が必要な事柄	
対応してほしいこと	
連絡してほしい場所 (担当者名)	

支援が必要な事柄	
対応してほしいこと	
連絡してほしい場所 (担当者名)	

支援が必要な事柄	
対応してほしいこと	
連絡してほしい場所 (担当者名)	

支援が必要な事柄	
対応してほしいこと	
連絡してほしい場所 (担当者名)	

支援が必要な事柄	
対応してほしいこと	
連絡してほしい場所 (担当者名)	



⑬ (1)

支援・協力機関一覧

2026 年度版

困った時はこちらにご連絡ください



機関名	問い合わせ先	支援内容
三 条 市	子ども家庭 サポートセンター	〒959-1192 三条市新堀 1311 TEL. 0256-45-1114(直通) ◎妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく支援 ◎家庭訪問、乳幼児健診、相談等を通じて乳幼児の健全な発育発達を促すために指導助言を行う
	子ども家庭 サポートセンター 家庭児童相談 女性相談	〒959-1192 三条市新堀 1311 TEL. 0256-45-1123(直通) ◎児童に関する相談（来所相談・電話相談・家庭訪問等） ・育児、しつけに関する相談 ・性格、行動に関する相談など ◎女性のさまざまな問題に関する相談 ・DV、離婚、生活上の問題など
	子育て支援課 子育て支援係	〒959-1192 三条市新堀 1311 TEL. 0256-45-1113(直通) ◎母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事 ◎児童扶養手当に関する事 ◎子ども医療費助成事業に関する事 ◎ひとり親家庭等医療費助成に関する事 ◎子育て支援センターに関する事
	子育て支援課 幼児・児童係	〒959-1192 三条市新堀 1311 TEL. 0256-45-1115(直通) ◎保育園に関する事 ◎児童クラブに関する事
	福祉課 障がい支援係	〒955-8686 三条市旭町 2-3-1 TEL. 0256-34-5408(直通) ◎障がい者福祉に関する事 ◎福祉総合相談に関する事 ◎障がい等（身体・知的・精神・発達・難病）に関する相談窓口 ◎本人や家族などからの生活等に関する相談対応（来所・電話・訪問等） ◎障がい福祉サービスの利用に関する事（情報提供や連絡調整等） ◎就労を支援するための機関や医療機関など専門機関の紹介
	学校教育課	〒959-1192 三条市新堀 1311 TEL. 0256-45-1112（直通） ◎教育支援センター（ふれあいルーム）での不登校児童生徒や保護者への支援 ◎就学支援に関する事 ◎児童生徒の非行・問題行動への対策・対応
	教育センター	〒959-1192 三条市新堀 1311 TEL. 0256-45-1116（直通） ◎学習や発達、気になる行動についての相談
	青少年育成 センター	〒955-0844 三条市桜木町 12-38 三条ものづくり学校 113 号室 TEL. 0256-32-0908（直通） ◎青少年の健全育成の推進 ◎青少年の指導及び相談 ◎関係機関及び団体との連絡協調
三条市社会福祉協議会 生活支援係		〒955-0823 三条市東本成寺 2-1 三条市総合福祉センター内 TEL. 0256-47-4422(直通) 経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、ひきこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、生活の問題を抱えている方の相談（電話相談、来所相談、訪問相談）

(2026 年 4 月現在)

機関名		問い合わせ先	支援内容
相談支援	相談支援センター ハート	〒955-0845 三条市西本成寺 1-28-8 長久の家内 TEL. 0256-35-0815	◎障がい福祉サービスに関する情報提供や連絡調整、・見学同行、サービス利用計画の作成等を行う
	相談支援事業所 つなぐ	〒955-0024 三条市柳沢 393 グッディいきいきサポートセンター内 TEL. 0256-46-0915	
	相談支援センター 青空	〒955-0024 三条市柳沢 393 グッディいきいきサポートセンター内 TEL. 0256-47-1267	
	相談支援センター 心和園 (障がい者のみ)	〒959-1155 三条市福島新田丁 1481-1 TEL. 0256-46-8222	
	相談支援センター さんじょう社協	〒955-0823 三条市東本成寺 2-1 三条市総合福祉センター内 TEL. 0256-33-9510	
	三条市 児童発達支援センター (障がい児のみ)	〒959-1192 三条市新堀 1311 児童発達支援センター TEL. 0256-45-1122	
	あさひ 相談支援センター (障がい児のみ)	〒955-0057 三条市新光町 12-52 TEL. 0256-47-3036	
日中一時支援事業	いからしの里	〒955-0803 三条市月岡 2672-3 TEL. 0256-34-4131	◎保護者の就労、疾病その他の理由により日中施設で見守り活動の場を提供する
	いからし工房	〒955-0803 三条市月岡 2672-3 TEL. 0256-31-2230	
	杉の子工房	〒955-0845 三条市西本成寺 1-28-31 TEL. 0256-35-6691	
	障がい福祉サービス事業 すてっぷ	〒955-0024 三条市柳沢 393 グッディいきいきサポートセンター内 TEL. 0256-47-1221	
	障がい福祉サービス事業 さくら	〒955-0024 三条市柳沢 461 TEL. 0256-47-4081	
	ピュアハウス	〒955-0107 三条市飯田 2561-1 TEL. 0256-46-5671	
短期入所	まごころ学園	〒954-0036 見附市田井町 4476 TEL. 0258-62-1811	◎短期間の宿泊と食事等の提供

	児発	放デイ	機関名	問い合わせ先	支援内容
児童 通所 支援	○		三条市 児童発達支援センター	〒959-1192 三条市新堀 1311 児童発達支援センター TEL. 0256-45-1122	【児童発達支援】 ◎日常生活における基本的動作及び認識技能を取得するための指導、集団生活への適応訓練などの支援を行う 【放課後等デイサービス】 ◎放課後や休業日に、就学している要支援児が、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図る ◎学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る
	○	○	ケアステーション 県央	〒955-0093 三条市下須頃 1023-2 TEL. 0256-47-0530	
		○	キッズ倶楽部	〒955-0057 三条市新光町 12-52 TEL. 0256-47-3035	
	○	○	スパークスタジオ 県央	〒955-0063 三条市神明町 2-1-102 パルム 2 内 TEL. 0256-64-7741	
	○	○	こどもサポート教室「きらり」三条校	〒955-0046 三条市興野 3-21-30 TEL. 0256-64-8556	
	○	○	こどもサポート教室「きらり」本成寺校	〒955-0823 三条市東本成寺 14-19 TEL. 0256-64-7796	
	○	○	済生会三条療育サポートセンターひまわり	〒955-0833 三条市大野畑 6-86-11 TEL. 0256-35-1600	
		○	放課後くらぶ つばさ	〒955-0862 三条市南新保 6-52 TEL. 0256-55-4370	
		○	裏館倶楽部	〒955-0082 三条市西裏館 3-6-54 TEL. 0256-47-4207	
		○	三条わくわく フレンズ	〒955-0046 三条市興野 2-6-18 TEL. 090-1502-4997	
	○	○	まるまる広場 本成寺	〒955-0845 三条市西本成寺 1-33-20 TEL. 0256-35-0066	
		○	つばさんわくわく フレンズ	〒955-0092 三条市須頃 2 丁目 132 TEL. 0256-47-1318	
		○	フレデリー さんじょう	〒955-0852 三条市南四日町 1-13-3 TEL. 0256-47-1302	
		○	あさひ倶楽部	〒955-0082 三条市西裏館 3-4-21 TEL. 0256-46-8470	

(2026 年 4 月現在)

機関名		問い合わせ先	支援内容
新潟県中央児童相談所		〒950-0121 新潟市江南区亀田向陽 4-2-1 TEL. 025-381-1111	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査・診断・判定(総合診断)し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う
新潟県三条保健所	精神保健関係	〒955-0046 三条市興野 1-13-45 TEL. 0256-36-2363(直通)	◎精神保健相談(精神保健福祉相談員による電話、来所相談) ・こころの悩み全般・ひきこもり・依存症全般 ・高次脳機能障害・うつ病などの心の病気 など
	母子保健関係	〒955-0046 三条市興野 1-13-45 TEL. 0256-36-2291(直通)	◎療育相談 就学前までの乳幼児精神運動発達についての医師による相談(要予約) ◎小児慢性特定疾病を持つ児の相談、訪問
障害者就業・生活支援センター ハート		〒955-0845 三条市西本成寺 1-28-8 長久の家内 TEL. 0256-35-0860	障がい者の就労支援と生活の支援を提供、それぞれの担当者が協力し、一体的な支援を行う
ハローワーク三条		〒955-0053 三条市北入蔵 1-3-10 TEL. 0256-38-5431	◎就職支援 ◎職業紹介業務
三条地域若者サポートステーション		〒955-0844 三条市桜木町 12-38 三条ものづくり学校 216 TEL. 0256-32-3374	◎就労を目指す若者(15歳～39歳)の職業的自立に向けた支援(家族を含む) ・キャリアコンサルタントによる相談 ・朝活(各種講座)による社会性、職業観の育成 ・職業体験、面接練習など就職活動の支援 ・保護者対象の勉強会(または個別面談)
NPO 法人 KHJにいがた 秋桜の会 		〒950-0167 新潟市江南区五月町 1-2-9 TEL. 090-8873-4453	◎ひきこもりの当事者やひきこもり・不登校の子供を持つ親・家族の悩みや苦しみを解決するため、ひきこもり問題に対する社会の理解、行政の支援、親同士の連携、子供の自立等に関する事業を行い、もって社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする ・ひきこもり問題の解決に役立つ講演会・講座・勉強会の企画運営 ・ひきこもり当事者やその親・家族のためのセミナー・相談会・サークル会の設置運営 ・ひきこもりの子供を持つ親、家族のための居場所(相談所)設置 ・ピアサポーター・訪問サポート士派遣事業運営家や部屋から出られないひきこもり当事者及びひきこもりの親、家族のメンタルケアを必要とする方々に対して、訪問し、相談及びサポートを行う

機関名		問い合わせ先	支援内容
県立月ヶ岡特別支援学校 		〒955-0803 三条市月岡 4935 TEL. 0256-32-5963	◎小学部・中学部・高等部を設置 ◎地域の特別支援教育のセンター的役割
病院・診療所等	県立はまぐみ 小児療育センター 小児科	〒951-8121 新潟市中央区水道町 1-5932 TEL. 025-266-0151	発達（発達の遅れ、凸凹、つまづきなど）についての相談、診断・治療、リハビリなどの療育、関係調整、学校や各種支援機関等との連携・調整など
	県立吉田病院 子どもの心診療科	〒959-0242 燕市吉田大保町 32-14 TEL. 0256-92-5111（代）	
	発達クリニック ぱすてる	〒950-0134 新潟市江南区曙町 3-4-4-9 TEL. 025-288-7200	
	新潟こころの 発達クリニック	〒950-1151 新潟市中央区湖南 21-5 TEL. 025-281-3556	
	にじいろこどもクリニック	〒950-2038 新潟市西区新通南 3-2-8 TEL. 025-211-4802	
	長岡療育園	〒940-2135 長岡市深沢町 2278-8 TEL. 0258-46-6611	
	長岡こころの 発達クリニック	〒940-0840 長岡市旭岡 1-29-3 TEL. 0258-35-3556	

（2026 年 4 月現在）



サービスについてさらに詳しく知りたい方は、市のホームページ（障がい者福祉制度のご案内のページ、さんじょう子ども福祉ガイドブック）をご覧ください。

障がい者福祉制度のご案内



さんじょう子ども福祉ガイドブック



三条市では 子ども・若者 総合サポートシステム に取り組んでいます

／ 子ども・若者総合サポートシステムとは ／

子ども・若者が、乳幼児期から就労に至るまで「切れ目なく一貫して個に応じた必要な支援」を継続的に受けられるように市が関係機関と連携しながら支えていくシステムです。

不登校で家に
引きこもっている

障がいがあっても
自立していける？

学校以外にどこに
相談すればいいの？

など、子どもの悩みや不安を抱えている人は、一人で悩まず総合サポートシステムの御利用をお勧めします。

【総合サポートシステムを利用したい場合は】

現在、相談している機関や支援を受けている機関の担当者又は「子ども家庭サポートセンター」まで御相談ください。

※子ども・若者総合サポートシステムを利用して支援するにあたり、関係機関と情報共有ができるように【個人情報の取扱いに関する同意書】を提出する必要があります。

【問い合わせ先】

三条市教育委員会

子ども家庭サポートセンター

TEL: 45-1114

mail: kodomosupport@city.sanjo.niigata.jp

総合サポートシステム
HPはこちらから



個人情報取扱いに関する同意書

三条市教育委員会教育長 宛

私に関する個人情報を「三条市子ども・若者総合サポートシステム」において、次のとおり利用し、又は、共有して取り扱うことに同意します。

記

1 利用し、又は、共有する個人情報の範囲

氏名、生年月日、住所、連絡先、家族構成及び所属機関並びに相談及び支援の経過等

2 個人情報の利用目的

三条市子ども・若者総合サポートシステムにおいて、切れ目のない総合的な支援を受けるために実施される、個別支援計画の作成及び実施並びに関係機関・組織の担当者で行う会議の実施及び連絡、調整等で必要な場合に利用するもの

3 個人情報の共有先

所属機関（保育所・保育園・幼稚園・認定こども園、小中学校、高等学校、特別支援学校等）、児童相談所、相談支援事業所、通所支援事業所、新潟県三条地域振興局健康福祉環境部、三条市福祉保健部及び三条市教育委員会その他児童の支援に関わる機関・組織

令和 年 月 日

本人署名

（本人が未成年の場合）

法定代理人署名

〔続柄

〕

